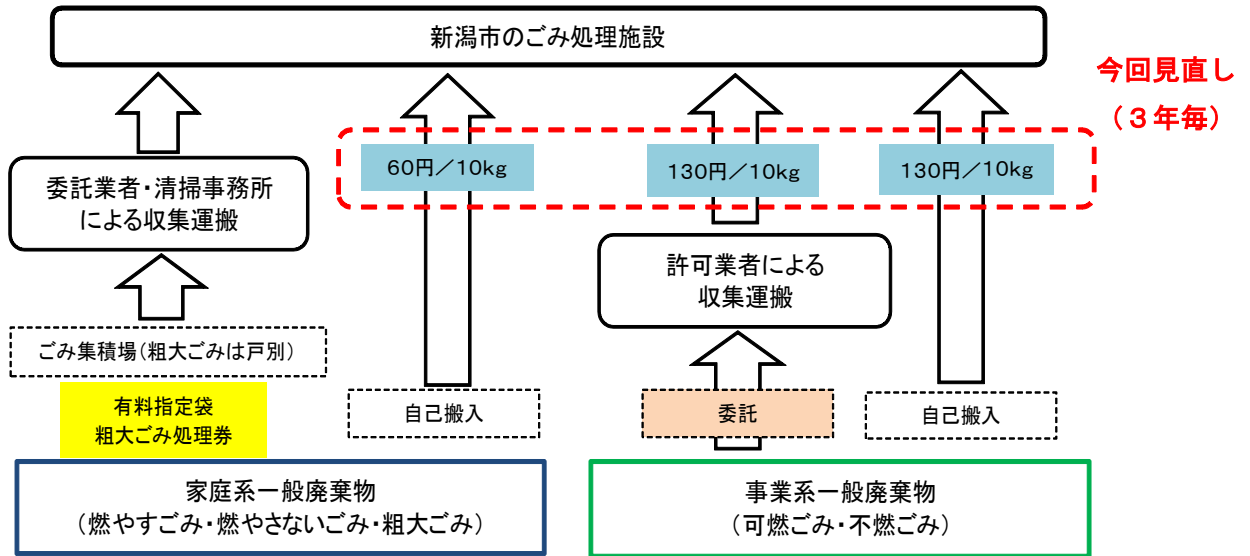


令和元年度 ごみ処理手数料の見直しについて

1 見直しを審議する「ごみ処理手数料」について

- 今回見直しについて審議するごみを施設へ直接搬入した際のごみ処理手数料は、下図の点線赤枠の部分
- なお、現在、手数料収入の用途（市民還元事業）について別途審議しているごみ処理手数料（有料指定袋等）は、下図の黄色の部分



2 処理手数料の経緯

(1) 平成18年度 政令市移行後のごみ減量施策のあり方について

新ごみ減量制度を開始するにあたり、合併市町村ごとに異なっていたごみ分別制度とともに、各処理施設への搬入手数料についても統一することとした。手数料額については合併市町村の手数料水準を踏まえ、新潟広域地区（※）の焼却及び埋立処理原価相当額とした。（※旧新潟市、旧亀田町、旧横越町）

【平成19年2月16日 清掃審議会 答申書（抜粋）】

持ち込み手数料は、新潟広域地区の焼却・埋立処理原価相当額で設定する。また、家庭系ごみの持ち込み手数料は、事業系の半額程度とし、下表のとおりとする。なお、手数料は3年を基本として見直しを行う。

直接搬入ごみ	
事業系	家庭系
130円/10kg	60円/10kg

(2) 平成22年度見直し

新潟広域地区に加え、合併地区も加えた直近のごみ処理原価（平成21年度決算ベース）を踏まえ、清掃審議会に手数料額を据え置きとする諮問を行い、これを妥当とする答申を受けた。

平成18年度 答申書	平成22年度見直し
新潟広域地区の焼却・埋立	全市の焼却・埋立

(3) 平成 25 年度、平成 28 年度見直し

平成 25 年度の見直しでは、処理原価 129.3 円、平成 28 年度の見直しでは、処理原価 130.7 円であり、現行手数料と大きく変わらないことから、事業系・家庭系ともに料金は据え置きとする諮問を行い、これを認める答申を受けた。

3 ごみ処理原価の考え方と直近のごみ処理原価

(1) 料金設定の算式

$$\boxed{\text{料金}} = \frac{\text{ごみ処理経費}}{\text{ごみ量}} = \frac{\text{人件費} + \text{物件費} + \text{償還利子} + \text{減価償却費} - \text{控除}}{\text{焼却は処理能力} \cdot \text{埋立は実処理量}}$$

(2) 直近のごみ処理原価

区分	平成 30 年度			(参考) 平成 27 年度		
	焼却	埋立	合計	焼却	埋立	合計
処理経費(千円)	3,340,068	441,052	3,781,120	3,848,960	393,705	4,242,665
処理量 (t)	262,507	22,744	285,251	302,955	21,619	324,574
単価 (円/10kg)	127.2	193.9	132.6	127.0	182.1	130.7

4 答申案に向けた論点整理 (案)

今回の直近の処理原価が、現行料金を 2.6 円上回ったが、料金への見直し反映については、下記のとおり、毎年度の処理原価に変動幅があること、過去 10 円単位の料金設定してきた経緯も踏まえて、現行料金の据え置きについて妥当性を確認したい。

○毎年度で処理原価に変動幅がある

H30 年度 132.6 円 H29 年度 131.7 円 H28 年度 134.8 円
 H27 年度 130.7 円 H26 年度 133.2 円 H25 年度 138.6 円
 H24 年度 129.3 円

○過去の料金単価は 10 円単位で設定 (旧新潟市)

130 円 ← 120 円 ← 100 円 ← 90 円
 (H20.6) (H16.4) (H14.4) (H12.4)

<今後の課題について>

○食品リサイクル法に基づく基本方針 (令和元年 7 月公表) では、食品循環資源の再生利用の環境整備として、食品廃棄物の焼却処理から資源リサイクルへの働きかけを促進するため、市町村の事業系一般廃棄物の処理手数料の見直し等の推進を掲げている。